**建築工事請負契約書**

注文者●●（以下、「甲」という）と受注者●●（以下、「乙」という）は、●●の業務に関し、以下のとおり請負契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第１条（契約の目的）

　本契約は、甲が乙に対して次の工事（以下、「本件工事」という）を注文し、乙がこれを請負い完成させることを目的とする。

（１）　別紙仕様書記載の●●工事

（２）　前号の工事に付随する工事

第２条（請負代金）

１　本契約の請負代金は、●●万円（消費税を除く）とする。

２　甲は、乙が甲に成果物を納品した翌月の末日までに、乙の指定する口座に支払を行うものとする。振込送金に関する費用は、甲の負担とする。

３　甲が代金の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで年○○％の割合による遅延損害金を乙に支払う。

第３条（工期）

　本件工事の工期は、令和●年●月●日から、令和●年●月●日とする。

第４条（資材の提供）

　乙は、本件工事に必要な工事用の資材について、自らの責任と費用負担の下で調達し提供するものとする。

第５条（仕様変更）

１　甲は、必要があるときは、本件工事の仕様を変更することができる。

２　乙は、必要があるときは、甲に対して本件工事の仕様変更を提案することができる。

３　乙は、前２項の仕様変更によって、工期を変更する必要が生じたときは、工期の延長を請求することができる。

４　甲及び乙は、第１項及び第２項の仕様変更によって、本件工事に係る請負代金に増額又は減額が生じた場合、協議の上、別途請負代金を定めるものとする。

５　乙は、前各項による仕様・工期・請負代金の変更があった場合、書面を作成して変更の内容を明らかにした上、甲に対して同書面を交付するものとする。

第６条（履行の通知等）

１　乙は、本契約所定の工事を完了したときは、書面をもって甲に通知し、甲による検査を受けるものとする。

２　乙は、本契約所定の工事を完了してから●日以内に、成果物を甲に引き渡すものとする。

３　完成した成果物の所有権は、資材となった材料の主要部分を提供した者に帰属するものとする。成果物の所有権が乙に帰属した場合、前項の引き渡しにより、甲に成果物の所有権が移転する。

第７条（契約不適合責任）

１　甲は、目的物の引き渡しを受けた後、目的物に種類、品質又は数量に関しての本契約の内容への不適合（以下、「契約不適合」という）が発見された場合、乙に対して履行の追完を請求することができる。ただし、履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

２　甲は、前項の場合において、甲が乙に対して履行の追完を催告したにもかかわらず、相当の期間内に履行の追完がないときは、乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、次に掲げる各号の一に該当するときは、催告をせずとも直ちに代金の減額を請求することができる。

（１）　履行の追完が不能であるとき

（２）　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

（３）　本件工事の性質から、特定期日までに履行の追完をしなければ本契約の目的を達することができない場合に、乙が履行の追完をしないままその特定の期間を経過したとき。

（４）　前各号に掲げる場合の他、乙による履行の追完を受ける見込みがないことが明らかなとき

３　甲が、契約不適合を知った時から１年経過したときは、契約不適合責任を追及することができない。

第８条（違約金）

甲は、乙の責めに帰すべき事由によって、本件工事を完成することができない場合、乙に対して、●●万円を請求することができる。

第９条（契約解除）

１　甲は、次の各号の一に該当する場合、契約を解除することができる。

（１）　乙が正当な理由なく、工事に着手しないとき

（２）　乙の責めに帰すべき事由によって本件工事が工期内に完成しないとき

（３）　本契約違反によって、契約の目的を達することができないとき

２　乙は、次の各号の一に該当する場合、契約を解除することができる。

（１）　不可抗力によって本件工事を中止した期間が、工期の半分を超えたとき

（２）　仕様変更によって請負代金額が３分の２以上減少したとき

（３）　甲の本契約違反によって、契約の履行が不可能となったとき

３　甲及び乙は、前各項によって解除した場合に、損害があるときは、相手方に対して損害賠償を請求することができる。

第１０条（発注者の任意解除権）

　甲は、乙が本件工事を完成するまでの間、解除によって生じる乙の損害を賠償して、いつでも契約を解除することができる。

第１１条（危険負担）

成果物の引渡し前に、天災地変・戦争・内乱・感染症その他の不可抗力により、目的物が滅失又は毀損した場合、その危険は乙が負担するものとする。

第１２条（一括下請負の禁止）

　乙は、本件工事の全部若しくは重要な一部について、第三者に対して一括して請け負わせ、又は委任してはならない。

第１３条（反社会的勢力の排除）

１　甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し確約する。

（１）　次に掲げる事項に該当しないこと

イ　暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと

ロ　役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと

（２）　反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと

（３）　不当な要求行為をしないこと

（４）　その他、業務内容が公序良俗に違反すると認められるとき

２　甲及び乙は、相手方が前項に掲げる事項に違反した場合、何らの催告を要さずに本契約を解除することができる。

３　前項の解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償を妨げない。ただし、解除された者は、相手方に対し一切の請求を行わない。

第１４条（紛争の解決）

　本契約に関連する訴訟については、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１５条（補則）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき相違のある事項について、必要に応じて協議により定めるものとする。

令和○年○月○日

受注者　住所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　印

注文者　住所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　印